

令和7年度自動車産業支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度自動車産業支援事業

2 業務の目的及び概要

本業務は、「CASE」など自動車産業における開発環境のめまぐるしい変化、世界的に進んでいる自動車関連企業の再編・連携、各国が予定しているガソリン車等の販売禁止に伴う電気自動車（EV）シフトの急速な進展など、本県の基幹産業である自動車産業を取り巻く環境が変化している中、県内企業の新技術や新製品の研究開発や、メガサプライヤー等に対する提案、受注増に向けた取引先の多様化を支援し、グローバルに通用する提案力と競争力を持つ企業への成長を促すことを目的とする。

3 業務の内容

(1) EV関連部品開発等支援事業

ア EV等の情報提供

最新のEV開発やカーボンニュートラルへの対応に向けた取組、自動車産業の動向、カーメーカー等がサプライヤーに求める製品・技術のニーズなどの情報提供を行う。

イ EV等次世代自動車の構造研究等

EV等の車両に用いられている技術的特徴を把握し、得られた知見をもとに、各企業が保有する技術の向上や自社製品の開発につなげるため、カーメーカーと共同でEV等次世代自動車の構造研究を実施する。

ウ 新素材等活用研究支援

脱炭素や安定調達の観点から注目されている新たな素材等の情報提供を行うとともに、企業視察やマッチング機会創出により、県内企業の新素材等活用研究を支援する。

エ 専門家派遣

県内企業のニーズに応じて、技術者等の専門家を派遣する。

(2) 販路拡大支援事業

ア 技術提案会の開催

メガサプライヤー等に対して、県内企業が自社技術の提案を行う技術提案会を開催する。

イ 展示会出展等による開発成果のPR

ウ 展示手法等の技術支援

訴求力を高め自社技術の効果的な提案を行うための技術的支援を実施する。

(3) 新分野進出支援事業

ア 新分野進出に関する情報提供

先進的に取り組む企業への視察等により、県内企業の新分野進出に資する情報提供を行う。

イ ハンズオン（伴走型）支援

中小企業診断士や技術者等専門家の知見を活用し、企業が新分野進出に際し抱える課題の解決を支援する。

(4) 自動車関連企業総合発展支援事業

ア 開発人材等育成事業

新技術・新製品の開発手法を学ぶ塾の開催や開発ソフト等活用スキル向上支援を実施する。

イ 企業間連携促進支援事業

県内企業と他の企業との共同研究に繋がるよう、岡山県自動車関連企業ネットワーク会議と連携の上、企業間連携に繋がるセミナーや勉強会等を開催する。また、県内企業に対して、新技術・新製品の開発に有効な他の企業との連携事案を提案する。

ウ コーディネーターの配置

県内企業の開発人材育成、企業間連携の促進、県内大学・岡山県工業技術センター、関連企業等との調整及びマッチング、企業の研究開発、競争的資金の獲得支援を実施するとともに、新技術提案会の開催、メーカー等のニーズやE V技術等に関する情報収集・提供、展示会出展等による開発成果のPR、支援施策の企画立案を行う。

(5) 県内企業の状況把握及び自動車産業支援事業に係る情報収集

県内企業の、技術開発等の取組状況や抱える課題、過去の支援を含めた自動車産業支援事業の成果、その他必要な支援を企業ヒアリング・アンケート等により、体系的かつ継続的に収集するとともに、視察等により得た情報の詳細をまとめたものを四半期毎に県に報告すること。企業情報の収集は50社以上とする。事業の実施に当たっては、県内企業の状況を踏まえた内容とすること。

4 業務に係る留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、専門的知識と研究開発の経験があり、企業や関係機関等との総合調整に必要な能力を有するコーディネータを配置し、本業務に従事させること。なお、必要に応じて他の者に受託業務に係る事務補助を行わせることができる。
- (2) 事業の実施に当たっては、本業務を専任で行う職員を1人以上配置すること。なお、本業務の遂行に支障がないと認められる場合は、専任職員を本業務に関連する業務へ従事させることができる。
- (3) 週に1回、業務の進捗・計画の詳細を報告するとともに、月に1回以上、コーディネータ、本業務を行う職員、県の自動車担当職員による進捗状況及び事業の方針を確認する会議を開催すること。
- (4) 事業をより効果的に実施するため、岡山県自動車関連企業ネットワーク会議、おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォーム、カーメーカー、県内大学及び岡山県工業技術センターと連携すること。
- (5) 契約締結後、速やかにプロジェクトスケジュールを県に提出するとともに、活動状況を記録し、四半期ごとにその内容を県へ報告すること。なお、報告書の様式等は、本県が別途指示するものを利用すること。
- (6) 本業務に関わる県からの指示があった場合は、県の指示に従うこと。
- (7) 業務に必要な備品を取得した場合は、備品台帳等により適正な管理を行い、事業終了前に、その取り扱いについて県と協議すること。
- (8) 委託業務の実施に伴い発生した収入がある場合は、事業費に充当するものとする。
- (9) 本業務が会計検査院の検査対象となった場合、県が求める必要な書類を提出すること。なお、本業務の委託期間の終了後も同様とする。
- (10) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報をみだりに（県を除く第三者）他に漏らしてはならない。
- (11) 業務実施に当たっては県の指示に従うこと。

5 完了報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに完了報告書及び収支決算書を県へ提出すること。

6 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

7 委託限度額

86,321,204円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。